議案第18号

葛飾区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区後期高齢者医療に関する条例(平成20年葛飾区条例第4号)の一部を次のように 改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付則中第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。